

第2回教育委員会（定）

開会日時 令和2年 1月 30日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時20分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩 二 郎	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	平 沢 安 正
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和元年第2回の教育委員会（定例会）を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、長沼委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 議案第1号 教育財産の用途廃止について

(新しい学校づくり課)

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一 議案第1号「教育財産の用途廃止について」、次長と新しい学校づくり課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第1号の資料をご覧ください。

議案第1号、教育財産の用途廃止についてでございます。

提出日は、令和2年1月30日でございます。

提出者は、板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

教育財産の用途の廃止につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2項により、教育財産の用途を廃止するものでございます。

詳細につきましては、新しい学校づくり課長から説明させていただきます。

新しい学校づくり課長 初めに、提案理由ですが、現況道路となっている部分の土地が区有地となっていないため、所有者所有地と隣接する学校敷地と交換する必要があり、当該教育財産の用途を廃止し、普通財産として区長部局に引き渡すものでございます。

資料の3ページ目をご覧ください。

1、対象財産でございます。対象となる財産は、区有地につきましては、現在の板橋フレンドセンターになっている敷地の一部、1.35㎡でございます。

一方、交換になります私有地につきましては、板橋フレンドセンターの入口のところになりまして、そちらの道路部分の土地が一部私有地になっているということで、その交換になります。

資料の下段の案内図の丸囲みの中ですが、黒い丸印があると思います。

その下に三角形の印があると思いますが、そちらが私有地の部分でございます。

ちょうど道路の形態になっているところになります。

その下にある「P」のマークのすぐ下に細長い三角形の印があると思いますが、そちらが交換する学校の敷地になります。

民有地は13.54㎡、交換する区有地は1.35㎡でございます。この土地を交換いたします。

資料の5ページ目と6ページ目に、現状の民有地の写真を載せておりますので参考にしていただければと思います。

現在、道路として使っている部分が民有地のまま残っているものでございます。

資料の3ページ目に戻っていただき、2、用途廃止・土地交換地の現状でございますが、学校の敷地となっているところでございます。

3、用途廃止・土地交換の目的でございます。

平成29年度に学校用地測量を行いまして、板橋フレンドセンターの隣接の現況道路部分が民有地であることが判明いたしました。

当該用地を板橋区の土木部の保管区有地と交換を行いたい旨、所有者と協議を重ねてきましたが、相手方は、土木部の土地よりも学校の敷地との交換を希望しているということで、土木部と協議をしまして、学校の敷地の一部を交換用地とするように決めた次第でございます。

道路の隅切り部分であることから、地域の安全性及び板橋フレンドセンターの敷地活用などへの影響から、教育財産の一部を用途廃止し、普通財産に変更した後、区長部局に財産を引き継ぎまして、土地交換に応じるものでございます。

資料の4ページには、地積測量図を載せておりますので、参考にしていただければと思います。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

そうしますと、今までは、この相手方に道路の部分の土地を借りていたということになるのでしょうか。

新しい学校づくり課長 その部分でございますが、土木部に確認したところ、なぜこのような状態になっているのか、原因が分からないということが本音だそうで、今回交渉しました相手方に財産の相続がありまして、その際に土地がそこに残っているということが分かりまして、そこから協議をした結果、土地交換という形で調いましたので、お願いするものでございます。

長 沼 委 員 このようなことは頻繁に起こるものなのでしょうか。また、面積が違うのに交換で良いのかと疑問に思いますが、どのような経緯があったのでしょうか。

新しい学校づくり課長 このような件は、それほど頻繁にあるわけではないのですが、可能性としては結構あるのだと聞いているところでございます。

今回、測量を行ったのも、いわゆる赤道と言われている国の土地が学校の中に残っておりまして、それを整理するために測量を行った際にこのようなことが判

明したこともありますので、実際に測量を行ってみないと分からないところです。

また、今回のように、財産相続などのときに判明するということもありますので、レアケースであるとは思いますが、可能性としては他にもあると言えます。

また、交換する土地の広さにつきまして、初めは、この土地を買い取ることも考えたのですが、その際に都の規定で、現状、道路になっていますので、今の土地の価格の10分の1程度として見る決まりがありまして、今回、土地交換に応じる際にもその規定を利用しまして、10分の1の土地交換という形で、相手方の土地が13.54㎡に対して、区の土地が1.35㎡となりました。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第一 議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第2号 意見の聴取について

1. 令和2年度東京都板橋区一般会計予算
(教育総務課)
2. 令和元年度(平成31年度)東京都板橋区一般会計
補正予算
(教育総務課)
3. 東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
4. 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
5. 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一
部を改正する条例
(教育総務課)
6. 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
7. 東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関す
る条例の一部を改正する条例
(教育総務課)

教 育 長　それでは、日程第二 議案第 2 号「意見の聴取」については、令和 2 年第 1 回区議会定例会で審議を予定している案件で、議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開で審議を行う場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長　それでは、そのように処理いたします。

○報告事項

1. 子ども家庭支援調査特別委員会運営次第（令和元年 12 月 11 日）

(次 - 1・次長)

教 育 長　それでは、報告事項を聴取します。報告 1「子ども家庭支援調査特別委員会運営次第（令和元年 12 月 11 日）」について、次長から報告願います。

次 長　昨年 12 月 11 日に開催されました子ども家庭支援調査特別委員会の質疑の内容につきまして、主に教育委員会のやりとりにつきまして、ご報告申し上げます。

「子ども家庭支援調査特別委員会運営次第」の資料をご覧ください。

次第にございますように、議題は 3 点でございますが、質疑が行われたのは、(2)に記載されております「子どもとその家庭を支援する既存事業の現状について」でございます。

資料の 2 ページ、自民党の山田貴之議員からの質問でございます。

1 つ目の丸印ですが、板橋区に児童相談所が開設されることに伴い、現状行っている業務について連携という観点から変わる点についてという質問に対しまして、子ども家庭支援センター所長からの答弁でございますが、一番の変更点は、区民からの通告や虐待の相談が一本化される点である。

一本化されると、1 つの窓口で受け、区と児童相談所のサービスも一緒に相談者に提供される。

また、2 点目として、子ども家庭支援センターでは受けられない、警察からの書類通告や身柄通告が受けられるようになる。警察からの通告は、児童相談所にしかできないので、開設後はそれができるようになるということです。

次に、2 つ目の丸印ですが、虐待発生予防は、区に児童相談所が設置されることに伴い、変わるのかという質問に対しまして、初めに、1 つ目の矢印ですが、同じく子ども家庭支援センター所長からの答弁でございますが、区民や学校関係者は、子ども家庭支援センターに虐待の通告を行い、児童相談所との連携が必要なものは、子ども家庭支援センターが連携をする。そのほかに、区民が相談する流れで、虐待の通告、警察からの身柄通告、書類通告というものが、情報として児童相談所に送られるということである。

次の矢印ですが、指導室長からの答弁でございます。

学校からみると、大きく2つの点が変わる。1点目は、通告にかかわる戸惑いが全くなくなることである。現在、一義的には子ども家庭支援センターに通告をするが、休日夜間には通告ができない。

虐待の疑いがあれば、すぐに板橋区の児童相談所に通告すれば良いという点は利点と考えるとしております。

2点目は、スピード感である。これまでは子ども家庭支援センターと児童相談所の2つの部署で協議するため、時間的なロスがある。一本化されると、学校としては1対1の対応が常にできる。子どもをきちんと見ていく面でも、切れ目のない通告体制が整えられると大いに期待しているとしております。

次に、資料の3ページの1行目、地域教育力推進課長からの答弁でございます。

あいキッズの現場も学校と並ぶ虐待発見の最前線となるので、同じようにメリットを享受できると考えているとしております。

次の質問でございます。

資料の同じページ、1つ目の丸印でございます。連携が一本化され、一括的に受け止めるための体制整備について伺いたいという質問に対しまして、児童相談所設置担当課長からの答弁でございます。

区が児童相談所を設置する理由は、身近な相談窓口、虐待の発生予防、迅速な対応であり、相談、通告が1カ所で受けられることが最大のメリットと考えている。そのため、業務が非常に過重になるので、人材確保や体制として、児童福祉士や児童心理士の必要人数を状況として伝えていたとしてございます。

体制整備の肝の部分でございますが、これは何よりも人材確保が大切であるということを示しているところでございます。

次に、資料の4ページ、共産党の石川すみえ議員からの質問でございます。

1つ目の丸印でございますが、既存事業において、虐待の発生予防が主な目的になっている事業はどれかという質問でございますが、4つ目の矢印、地域教育力推進課長からの答弁でございます。

家庭教育学級を各小学校のPTAに委託し、親としての教育力を高め、人間性豊かな子どもの育成を図るということを目的に、様々なテーマで行っており、その中で虐待予防につながるセミナーも実施されているとしております。

次に、資料の6ページ、市民クラブの南雲由子議員からの質問でございます。

2つ目の丸印でございますが、(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの窓口には、虐待の通告、虐待しているかもしれないケースの相談、子育てが憂鬱な相談も同じ窓口になるのか。同じ窓口の場合には、重篤なケースとそうでないケースの対応が一緒であったときに、しっかりと対応ができるのかという質問に対しまして、児童相談所設置担当課長からは、同じ窓口となるということで答えています。

続いて、資料の次のページですが、子ども家庭支援センター所長からは、子ども家庭支援センターの、なんでも相談は間口を広くし、子育ての悩みから通告までを受けている。間口を広げることで、信頼関係を構築し、色々なことを聞き出し、区のサービスにつなげていくという答弁でございますが、質問者の意図とし

ては、児童相談所の窓口を前提としての質問でございまして、この部分については、相談とサービスを同じ窓口で行うのかの是非を問う質問だと思いますので、ここで報告をさせていただきました。

次に、資料の11ページ、公明党のなんば英一議員からの質問でございまして。

1つ目の丸印ですが、児童相談所に虐待相談に行っても個別支援計画がなく、支援が途切れて重大な事件になっている。学校のいじめ、家庭内のDVから、メンタルにつながり、不登校や大人のひきこもりになり、全部循環しており、関連している。不登校600人の理由には、虐待やDV、貧困が関係しているかもしれない。不登校の予備軍が1,000人いたら、個別支援計画は1,000人必要になる。教育委員会も、いじめの問題は学校だけでは解決できないのであれば、他にない制度をつくっていただきたいが、いかがかという質問でございまして。

これについては、私、及び、子ども家庭部長から答えてございまして。

連携については、切れ目なく施策を打ち出しているが、社会のニーズは非常に細かく多様になっており、対応が難しい。今後、(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターと連携し、切れ目なく、自立した社会生活を送ることができる体制を整えていきたいと答えてございまして。

また、子ども家庭部長からは、次回議題となる不登校対策にも関係することから、教育委員会と連携し、子どもを支えていくより良い体制をつくっていききたいと答えてございまして。

最後でございまして。資料の13ページ、無所属の会の井上温子議員からの質問でございまして。

保育園、小・中学校には虐待の疑いがあれば通告義務があるが、判断が難しい場合もあり、現状ではどうなっているのか。そして、虐待があるか否かについて確認するのは児童相談所で良いのかという質問でございまして。

資料の14ページ、2つ目の矢印でございまして。

初めに、子ども家庭支援センター所長からの答弁でございまして、保育園等からの虐待の通告はいただいている。ただ、保護者との関係について苦慮されており、対応については相談させていただき、通告ではなく、情報提供ということもあり、迷うことが多いと感じている。

次に、指導室長からの答弁でございまして。

3つ目の矢印ですが、虐待の通告については、学校に対し、通告するように指導を繰り返し行っている。

教員には「虐待の判断は通告者がする必要はありません」という頁を示しており、教員が通告することを戸惑わない、判断するのは児童相談所であることをしっかりと伝えていると答弁してございまして。

また、続いて、地域教育力推進課長からの答弁でございまして、あいキッズの現場においても、現実的には、現場が速やかに判断して通告し、地域教育力推進課や学校に連絡があるとしてございまして。

以下、各委員の意見となつてございまして、これについては、後ほど、ご確認をお願いしたいと思います。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 児童相談所の件と虐待の件が多かったので、それについて確認をしていただきたいのですが、先ほど数名の議員の方からも出てきておりましたが、保育園から小学校など、色々と連携する場所が多岐にわたっていると思います。その対応をその部署ごとに連携していくのか、それとも、例えば、児童相談所が全部把握していて、そこが全部の責任を負っているのかというところが分かりづらかったので、そこが1点と、もう1つは、南雲由子議員の質問だったと思うのですが、重篤なケース、緊急を要する場合とそうでない場合のすみ分けを、同じところで行うようなお話でしたが、その辺りも含めて、今後、特に緊急なケース、病院の救急対応などは、最初に判別して行っていると思うのですが、そのようなことは、今後、対応していくのかということも、お聞きしたいと思います。

次 長 初めに、連携についてです。一義的には、取りまとめるのは最終的には児童相談所になろうかと思いますが、各部署それぞれの役目がございますので、これは区として、全体として連携していくという形になろうかと思います。

今、連携の形がまだ完全にできているわけではございませんので、教育委員会も含めて、保健部門など、それぞれございますので、その関係者としてしっかりと情報交換できるような体制を整えていかなければいけないと思ってございますが、まだそこまで進んでいない状況でございますので、しっかりと進めていこうと思います。

特に教育委員会では、学校の現場と教育支援センター、非常に大きな関わりがあるというところでございますので、その辺りの連携をしっかりと行っていきたいと思ってございます。それと合わせて児童相談所との連携という形になろうかと思います。

それから、南雲由子議員からの質問でございますが、これにつきましては、児童相談所には大雑把に見て、17の種類 of 相談窓口があります。

虐待を扱っているのは擁護相談ということで、1つの窓口といいますか、17種類 of 相談窓口のうちの1つでございますので、当然、擁護相談のほかにも、鬱や保健相談、障がい者の相談、非行相談、育成相談など、様々な相談がありますので、それぞれ、その事象によって分けていくということで、必ずしも1つの窓口で全部取り扱うような話ではございません。

当然、児童相談所の相談体制に合わせて、フルスペックで行っていくということで、17の窓口の中で振り分けていただくという形になろうかと思います。

松 澤 委 員 現在、もしDV被害に遭っているような場合、今後体制をつくっていくという現状では、問題があるのではないかというのが1点気がかりなのと、現状はどのような対策をしているのかということだけでも知りたいというのがもう1点と、今、17の種類になっているが、例えば虐待やDVに対しては1つの窓口という

お話だったのですが、その点に関しましては、複数の事例がある場合もあるかと思えます。その人、その子どもに対しての、重篤なケースということ、南雲由子議員の質問ではおっしゃっていたのか、それとも1つの事例の中の重篤ということなのかははっきり分からないのですが、悩みをたくさん抱えている方もいらっしゃるのではないかと思いますので、その辺りの改善策といいますか、例えば、早期に芽を摘んでいくのであれば、最初に、どこがスタートなのかということ、窓口分けしていくのは良いのではないかと思います。例えば、自分が気になっているのは、ずっと板橋区にいる方はそれで良いと思うのですが、他区から来た方が一番問題になるのではないかと思います。

また、外国の方などの場合や、他区から重篤な方、様々な事例を持っている方が来た場合にはどのように対処していくのかなど、どのような見通しをつけるのかということも気になりました。

ですから、板橋区としてのビジョンはそれで問題ないと思うのですが、緊急の場合の他区から来た場合などで、子どもの状況によって、すぐに対応しなければいけない場合などはどうしたら良いのかをお聞きしたいと思います。

次 長 確かにDV等の対応については、一義的には子ども家庭支援センターで受けているわけですが、その体制について、連携も含めまして、この対応というのは非常に遅れていると言わざるを得ないと思えます。

来年から大幅に体制を変えていく予定でございます。これは教育委員会としてではなくて、子ども家庭部で、また新しい組織体制でかなりの人数を増やして行うということで、早急に取り組む必要があるということで認識しているところであると伺っております。

実際には令和4年度からという形になるかと思うのですが、ここに向かって早急に取り組むように、私も設置の委員になっていきますので、その辺りはしっかりと意見を出していこうと思ってございます。

それから、他区から来られた方や外国の方の対応でございますが、これについては、児童相談所でどのような形で受けるのかというのは、私の方では説明ができない状況でございます。

ただし、他区から来られた場合については、情報交換などが上手くいかなかったことから問題となった区外の事例もございます。

そうしたものをどのように改善していくのかというのが大きな命題の1つでございますので、これについては、板橋区として児童相談所を開設するに当たっては、しっかりと情報交換を行っていくということを組み入れていかなければならないと思ってございます。その辺りも、検討してまいりたいと思えます。

地域教育力担当部長

DVの場合には、福祉事務所の女性相談、また、男女共同参画の部署でも女性の相談窓口を持っていますが、そのようなところに相談し、非常に緊急性が高い場合には、シェルターというものがございますので、他区から来た方においては、例えば板橋区で保護するのであれば板橋区のシェルターを使う、また、東京都等

でもそのような相談窓口がありますから、広域的にも、一旦シェルター等の安全な場所に保護し、そこで落ちついて専門の相談を受けていくというようなことで、子どもも含めて、まず安全な場所に保護するような仕組みはでき上がっています。

そこから子ども家庭の相談窓口にどのようにリンクしていくのかというところは、これからまた詰めなければいけないところなのではと思います

長 沼 委 員 資料を拝見しまして、議会の皆さんが施策について、このように丁寧に、区民目線で見えていただくというのはありがたいことだと思っております。

そのうえで、議会で特別委員会を設けて審議していただいているというのは、福祉の関係部局と教育委員会、内容的に枠組みを飛び越えているということもあるのだと思いますが、いわゆる縦割り行政はだめだというメッセージとも受け止めた方が良く思っております。

一番こわいのは、双方が、それはそちらがやることであろうという形になってしまい、結果的に被害が拡大してしまうということなので、このようなことを絶対に避けるため、多少お互いの役割が重複しても良いので、被害が起きないような仕組みを、これから福祉の関係部局も増員して頑張って取り組んでいくということですが、教育委員会も連携・協働、これをしっかりと意識して取り組んでいかなければいけないというメッセージをこの資料から感じ取りました。

青 木 委 員 長沼委員のお話を聞いていて、大学の中でも、いわゆるセクショナリズムというものをどのように撤廃していくのかということで、同じものができるかどうかは別として、インスティテューショナルリサーチという仕掛けがあります。

要するに、中を統括して、横をどのようにつなげるのかということを中心に監視して、危機的な事態にどのように緊急に対応していくのかというものがあって、今、そのまとめ役を私が担っているのですが、縦割りを横にどのようにつなぐのかというところを、いわゆる学部長直轄などといった形、区でいえば区長直轄といった形でセクションを超えて取り組まないといけないことなので、かなり力を入れる必要がありますが、そのような組織団体をこの中につくれるのかどうかという話になろうかと思えます。

コンプライアンス遵守という側面からも、そうしたところを教育機関などは求められているというところを含めて、教育委員会が中心になるのかどうか分かりませんが、そのような横つなぎのものができると良いのではないかと思います。

大学ではそうしたもので部局を超えてつなげなさいというような情報を出すようになっているので、今、長沼委員のお話を伺って、そのような動きがあると良いと思えました。

高 野 委 員 私は、なんば英一議員の質問に対する教育委員会と子ども家庭部の答えが、どちらも切れ目なく自立した社会生活を送れる体制を整えていきたいとか、次回、議題となる不登校対策にも関係することから、教育委員会と連携し、子どもを支えていくより良い体制をつくっていきたいというような答えなのですが、具体性

があまり感じられなくて、今、既に不登校の問題などはとても大きな問題になっているわけなので、教育委員会としてはこのような体制をつくっていきたいとか、また、今後、新しく子ども家庭総合支援センターができたときには、こうしたところをもっとお願いしていききたいという、何か具体的なビジョンのようなものがないと、言葉だけで終わってしまっているような形だと、私は受け止めてしまいました。

ですから、このような部分が足りないので、もっと強化していききたいとか、このような部分を他の部署にもっと連携を深めて協力していただきたいのだという、何か具体的なアプローチというものが見えると良いと、資料を読んでそのように感じました。

次 長 個別具体的な話については、持ち合わせていなかったのですが、今は確かに色々なことを行っていますが、いわゆる板橋区版ネウボラに即して取り組んでくださいというような希望もあります。

そこにどうやって当てはめていくのかというところは、なかなか明確な答えが出てこないということで、これについては、時間をかけずに、希望に対してどれだけのものを正確に返していけるのか、しっかりと受け止めて、早急にそうしたシステムを構築していききたいとは思っております

指導室長 教育委員会と区長部局のつながりということでは、指導室と子ども家庭支援センター、このつながりが非常に多いのではないかと考えております。

学校で起きたことも、基本的には子どもを通す、あるいは学校から子ども家庭支援センターに連絡していただくという形をとっています。

学校は持っている情報が少なく、ケースによっては、医療につなげた方が良いのか、福祉につなげた方が良いのか、専門的な児童相談所につなげた方が良いのかという情報判断が非常に難しいところです。

そうなったときに、子ども家庭支援センターというのは、本当に幅広く相談窓口を開いてくださっていて、そのケースに応じたケース会議も率先して開いていただけていますし、様々な分野につなげていただけているということが非常に大きいと思っております。

そうした意味で、子ども家庭支援センターが児童相談所の機能も合わせ持つということは、非常に学校サイドから見ても、子どもたちサイドから見ても、ありがたいと思っております。答弁の中にあつたとおり、さらに機能が強化されていくわけですから、この部分は非常にありがたいと思っております。

また、この個別支援計画というのも、ここでお話しされてから、関係課長で集まって、何回か勉強させていただいているところです。

ただし、個人情報について、どこまでそれぞれの所管が持てるのかという大きな問題もありますし、そうではなく、保護者が持っているというような、先行している自治体もあるということも、勉強会の中で教えていただくようなこともありましたので、可能性はぜひ探っていきたいと考えております。

教 育 長 家庭の問題というのは非常に大きくて、それがイコールプライバシーにかかわるといふところなのですが、今まではどちらかというところから、かなりアウトリーチの方向に進んできていて、相談自体がそうだと思うのですが、寄り添うという意識化が、どの程度現実味を帯びてくるのかということと、限られたそれぞれの家庭の思いを実際に打ち破ってまで中に入り込むところの難しさというのが、大きな課題なのではないかと思っております。今、各委員からお話があったように、そこは単体ではなく、教育委員会を含む区としての総合力というところが必要になってくるのではないかということ、皆さんのお話から感じました。

つなぐ、つながる、そして結果的に、色々な意味でつながっていくことによって家庭の問題が少しクリアになって、子どもたちへの良い影響にまさにつながるといふことが期待できればと思っております。

○報告事項

2. 令和2年度 組織改正・予算・職員定数について

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「令和2年度 組織改正・予算・職員定数について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-1」をご覧ください。

初めに、令和2年度の組織改正についてです。

資料の4ページ目をご覧ください。

3、改正点ということで、組織改正の主な内容でございますが、(1)です。

いたばし魅力発信担当課長をブランド戦略担当課長に変更します。

板橋ブランド確立の観点から庁内横断的な取組を行うとともに、板橋ブランドを戦略的に発信するためのものがございます。

続いて、(4)戸籍住民課マイナンバーカード交付推進係を新設します。マイナンバーカードのこれまで以上の普及・啓発をめざします。

続いて、(5)健康推進課については、①受動喫煙対策推進係を新設します。施策の推進を図るとともに区民に対する分かりやすい名称とする必要があることから、②健康サービス係を母子保健係に、③管理係を健康づくり係に変更します。

資料の5ページ目をご覧ください。

(6)福祉部です。①障がい者福祉課を廃止し、②計画や施策を所管する障がい政策課と、③サービスや窓口・事業に係る業務を所管する障がいサービス課を新設するものがございます。

また、障がい者の権利擁護、虐待防止、差別解消の推進等を担う係として、障がい政策課に自立支援係を新設します。加えて、発達障がい者や医療的ケア児への対応を初めとした、切れ目のない支援体制を構築するため、障がいサービス課に地域生活支援係を新設するものがございます。

続いて、(7) 子ども家庭部です。

①仲宿保育園を閉園します。また、大山西町保育園を民営化するというので、廃止になるものがございます。

②児童相談所設置担当課長を廃止します。

③児童相談所開設準備課を新設することにより、ロードマップどおりの開設に向けた体制を強化するものがございます。

なお、今年度、教育委員会事務局の組織改正はございません。

4、組織増減数については、①部長級組織の増減はありません。②課長級組織は1増、③係長級組織の増減はありません。

続きまして、令和2年度予算の概要でございます。

資料の9ページ目をご覧ください。

1、予算編成の基本的考え方です。

(1) 編成方針です。「いたばしNo. 1実現プラン2021」の中間年として重要な年であることや、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを見据えつつ、SDGsの視点で、事務事業の連携・改善を図るよう予算編成を行ったことが示されてございます。

(2) 財政見通しです。令和2年度の経済見通しとして、景気は回復基調が続くと見込まれており、本区においては、納税義務者の増などによって、特別区民税の増収を見込むものの、地方法人課税の一部国税化の影響により特別区交付金の大幅な減収が見込まれると同時に、今後も大きな減収をもたらす税制改正の動きが相次いでいる中で、幼児教育等の無償化など、行政需要は増す一方であり、区財政は一層厳しくなることが想定されるとの認識を示してございます。

続いて、次のページの中段、2、財政規模です。

一般会計は、前年比2.6%増の2,219億1,000万円で、4つの特別会計を合わせると、前年比2.1%増の3,330億5,300万円となります。

続いて、資料の12ページ目をご覧ください。

令和2年度当初予算概要について説明いたします。

1、一般会計の歳入の特徴的なところでございます。

1点目が特別区税、先ほど申しましたように、納税義務者の増加や一人当たりの所得の増額により、前年対比4億6,900万円増の470億1,600万円となっております。

続いて、特別区交付金です。地方法人課税の一部国税化の影響等により、前年対比41億円の大幅な減でございます。

一方で、繰入金です。義務教育施設整備基金や公共施設等整備基金などから87億円を取り崩し、改築・改修事業に充てています。

また、特別区交付金の大幅な減収により、財政調整基金から50億円繰り入れたことから、前年対比22億円の増となっているところでございます。

続いて、資料の次のページ、歳出の目的別についての特徴的なところで。

福祉費は、保育所待機児対策の推進に伴う私立保育所保育運営費や障がい者自立支援給付費などの増により、前年対比25億円の増です。

また、教育費です。学校施設の改築・改修、中央図書館の改築などによって、前年対比84億円の増でございます。

一方で、土木費です。再開発事業経費や区営住宅改築経費が増となるものの、東武東上線連続立体化事業の基金積立が終了したことにより、前年対比49億円の減でございます。

なお、教育費の予算構成比は、今年度当初11.1%から14.6%と、3.5ポイントの大幅増となっております。

続いて、資料の次のページです。

歳出の性質別では、人件費が会計年度任用職員経費の増により、前年対比12億円の増でございます。

社会保障制度の一環として、児童、障がい者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費である扶助費が、前年対比37億円の増でございます。

実施計画経費が、改築・改修の増により、前年対比37億円の増でございます。以上が、予算の概要でございます。

続いて、令和2年度の職員定数についてでございます。

資料の15ページ目をご覧ください。

初めに、下段の3、職員定数査定結果です。

令和2年度の職員定数は、前年度と同じ3,476人でございます。

内訳としましては、51名の増に対し、51名の減で増減なしでございます。

資料の次のページです。

4、職員定数重点項目において、教育委員会が関係している事項を中心に説明いたします。

初めに、(1)です。いたばしNo.1実現プラン2021「実施計画」の推進では、②魅力ある学校づくりプランへの対応で、2名増です。

また、③中央図書館改築準備の推進で、2名増です。

同じページの中段、(2)です。いたばしNo.1実現プラン2021「経営革新計画」の推進では、②学校用務の委託化で、6名減です。

学校において、技能系職員の退職不補充、または調理から用務への転職務等により、職員の不足が生じた場合には、委託化を図っております。令和2年4月の時点で職員の不足が生じることから、用務業務で3校の新規委託を行うものでございます。

続いて、資料の20ページ目をご覧ください。

こちらに教育委員会事務局についての詳細が載っております。

令和元年度は195名に対して、令和2年度は5名増の200名になります。

また、学校については、令和元年度139名に対して、令和2年度は6名減の133名になります。

内容といたしましては、記載のとおりでございます。

学務課、中央図書館、指導室、新しい学校づくり課、生涯学習課、教育支援センターにおいて、事業量の増に伴って定数増があります。

以上が、来年度の組織改正・予算・職員定数についてでございます。

続いて、昨日、令和2年度の当初予算案がプレス発表されましたので、参考として資料を配付させていただきます。

「令和2年度 当初予算案プレス発表」の資料をご覧ください。

目次を見ていただきますと、今回、新規拡充事業10事業が示されております。

そのうち教育委員会関係は、資料の13ページの「板橋区コミュニティ・スクールが区立全小・中学校でスタート」、それから、資料の15ページの「屋内運動場を良好な環境へ！冷暖房機の設置」が示されてございます。

こちらについては、所管課から説明させていただきます。

地域教育力推進課長

資料の13ページをご覧ください。

板橋区コミュニティ・スクールが4月から本格実施されますので、そのプレス発表資料ということで作成しております。

今まで対内的にお話ししている視点から、対外的な視点で記載しております、板橋区コミュニティ・スクールというのは、従来の説明どおり、コミュニティ・スクール委員会と学校支援地域本部、こちらが両輪で、一体的に機能することで行うものですということで書いております。

資料の次のページです。こちらに少し違う視点で説明しているのですが、基本的に板橋区コミュニティ・スクールとは何かと問われたときの1つの視点、答え方の視点として、子どもたちの未来を育む新たな学校の経営の形ですということでご案内をしております。

考え方としては、近未来、2030年頃には超スマート社会が到来する中で、そのような未来を支える子どもたちの学びを充実させるためには、学校だけでなく、保護者や地域が一体となって、子どもたちを育む地域とともにある学校という新しい学校経営の形に転換を図る必要がありますという考え方のもと、板橋区のコミュニティ・スクールは、学校支援地域本部はもとより、PTAなどの普段から学校支援をいただいている地域の方のさらなるご協力のもとにスタートして、学校の困りごとの解決、学校教育活動への協力、先生の働き方改革の支援などを通じて、多様な学びの機会の創出や、先生が子どもたちと向き合う時間を増やすなどの、これまで、従来の学校運営の形では実現が難しかった教育課題を解決する新たな仕組みとして整えてスタートしますということに記載して、プレス発表としています。

新しい学校づくり課長

続いて、「屋内運動場を良好な環境へ！冷暖房機の設置」について説明させていただきます。

資料の15ページをご覧ください。

区立全小・中学校の屋内運動場に冷暖房機を設置するというので、令和2年度、令和3年度の2カ年をかけまして、区立全小・中学校、対象校数としましては64校になりますが、その体育館に冷暖房機を設置いたします。

ちなみに対象外となりますのは、今年、既に効果検証のために設置した中学校5校、また、もともと設置されている志村第一中学校、それから、現在、工事を

行っている板橋第十小学校、上板橋第二中学校については、工事の中で設置していきますので、今回は対象校64校の中からは抜けている形になります。ちなみに令和2年度には、34校への設置を予定しているところでございます。

ただし、東京都の補助金を活用して設置いたしますので、東京都の補助金の対象校数が来年度にならないと発表になりませんので、その数を踏まえて、設置校の数は最終的には決めていきたいと考えているところでございます。

設置に関しましては、今年、中学校5校で効果検証を行いまして、夏場の体育館を冷やす効果について、一定程度、効果検証ができておりますので、その効果検証を踏まえまして、効率の良い設置の仕方で行っていきたくて思っておりますが、学校の形状によっては、今回、設置したものが、資料の下の写真のところにありますが、キャットウォークと呼ばれる2階にある通路のところに室内機を設置しまして、そこから冷たい風を送るといった形にしておりまして、こちらの写真が、設置のものではなくて申しわけないのですが、その2階の窓部分のある通路のところに設置しておりますので、そのような通路がない学校や通路が非常に狭い学校などには設置の際の工夫が必要になりますが、基本的には、今回、5校で設置したものを設置していきたくて思っているところでございます。

体育館は、当然、子どもの体育の授業であったり、集会であったりに使われるので、子どもの教育のための良好な環境を整えるために設置していきたくて思っておりますし、近年、猛暑による熱中症が大変話題になりましたので、そのような対策のためにも設置していくとともに、いつ起こるか分からない災害の際、例えば昨年の夏の大雨の際には避難所を22カ所開きましたので、そのような避難所の良好な環境のためにも、2カ年で設置していきたくて思っております。

スケジュールとしましては、令和2年度になりまして、学校数などを決めましたら、入札により賃貸借契約を行っていきまして、7月から9月の間に、現地調査、設計をしまして、設置作業は10月から年明け1月を考えてございます。令和3年2月からの稼働を考えているところでございます。

夏場の稼働には対象校の数が多過ぎて間に合わないということで、本来であれば間に合わせた方が良かったところではありますが、このようなスケジュールで考えているところでございます。

令和3年度も、残りの学校につきまして、同じようなスケジュールで行っていきたくて思っております。

予算につきまして、資料の16ページに載っておりますが、1,600万というのは、令和2年度の予算でございます。

その下に米印で、全校に設置した場合の10年間のリースを見込んだものを記載してございます。総額として18億2,300万の予算を見込んでおります。そちらは、全校に展開した場合の必要経費、今回、今年度につきましては、中学校5校の分も含めた経費の総額を記載させていただいているところでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青木委員 今回、学校整備週間実施後の教育委員視察で小・中学校を色々と見させていただいて、大変印象に残ったのは、今のお話の冷暖房機のことや、災害時の避難所ということを含めて、区立幼稚園のことがありました。災害が起こったときに、避難場所に困る場所に設置されている幼稚園がございます。

避難経路や避難設備が非常に心配というのは、高島幼稚園、新河岸幼稚園のどちらも共通するお話でしたが、新河岸幼稚園については、2階に上がることができますが、高島幼稚園については、屋上しか避難する場所がないということで、その避難訓練等もちろん行っているのですが、その辺りがやはり心配だということでした。

また、園長先生から、幼稚園については、冷暖房機の設置は別として、バリアフリー化などの進み方が弱いというお話がありました。

特に高島幼稚園では、身体に配慮が必要な子どもが入園したいとして来られたものの、結局、高島幼稚園でも新河岸幼稚園でも、どうしてもケアができないということでお断りせざるを得なかったというようなお話がありました。

保育園を含めて、福祉の面からも、そのような、障がい等を含めての子どものケアという中で、身体的な障がいがある方の行き場所がないというお話でした。

幼稚園、保育園、区立も私立もみな断られて相談に来たという話があったので、もちろん小学校、中学校は大事だと思うのですが、子育て支援の中で、幼稚園や保育園の部分というところにももう少し目を向けていただけるとありがたいというお話があったので、この場を借りてお伝えさせていただきました。

学務課長 ご指摘の点、非常に重要なところだと考えています。

現在、区立幼稚園の入園児が減っているという課題もございます。

一方で、区立だからこそできること、また、求められていることが、青木委員のご指摘のとおりだと思いますので、バリアフリー化について、それから避難所について、様々な要因も考慮しながら、早急に検討を始めたいと思います。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 令和2年度 入学式・入園式等について

(指-1・指導室)

教育長 それでは、報告3「令和2年度 入学式・入園式等について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-1」をご覧ください。

既に教育委員会で報告させていただいたのですが、天津わかしお学校の終業式・入学式の日程を4月12日から4月5日に変更するというご報告でございます。

現在、4月12日を入学式・始業式とした場合、余剰時数が27時間しかないという報告をいただいております。

特に今年度は台風の影響を受けまして、計10日間、臨時休業になりました。このようなことを踏まえ、来年度、欠時数を防ぐためにも、余剰時数は一定数確保しておくことが必要と考えております。

これを受けまして、4月5日に始業式・入学式とすると、余剰時間が76時間確保できるという報告をいただいております。

このような理由から、令和2年度の入学式・始業式を4月5日に変更したいと考えております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

今年度については、計10日間臨時休業ということだったのですが、カリキュラム的な、時数的な問題というのは、どのような状況だったのでしょうか。

指 導 室 長 午前授業の日に午後の授業を加えたり、5時間授業の日を6時間授業に変えたり、協議も計画していたものを少し変更させていただいたりして、授業日数等を確保する形で、授業日数は計画どおり確保できる見込みになっております。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 学校支援地域本部事業「統括コーディネーター」の配置について

(地-1・地域教育力推進課)

教 育 長 それでは、報告4「学校支援地域本部事業「統括コーディネーター」の配置について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 資料「地-1」をご覧ください。

先ほどもご説明いたしました、新しい学校運営の形であります板橋区コミュニティ・スクール、その両輪をなすうちの1つ、学校支援地域本部事業でございますが、平成30年度から区内全校実施となっており、現在、活発な活動が行われております。

ただし、学校に応じて歴史が長い、短いの差もある中においては、まだまだ積極的な支援が必要だと考えているところでもあります。

そうした中で、学校支援地域本部事業を担う各校の地域コーディネーターを支援する役割を担う、統括コーディネーターという仕組みを令和2年度から配置したいと考えております。

2、統括コーディネーターの概要です。

活動内容として考えておりますのは、1つ目が、新任の地域コーディネーター

向けの支援です。

初めてコーディネーターになっていただいた方に、活動の始め方や他校のコーディネーターとの連携の方法などについて相談に応じたいと考えております。

2つ目が、既存のコーディネーターの方向けにも様々な支援をしたいということで、新しい学校支援活動を始めようと思ったときの方法や同じような学校との連携、それから、次世代のコーディネーターの育成など、既存の地域コーディネーターにも抱える様々な悩みがありますので、そのような部分の相談にも応じたいと考えております。さらには地域コーディネーター向けの研修の企画運営、このようなものについても携わっていただきたいと考えております。

また、東京都の統括コーディネーター向け会議が年3回程度あるのですが、こちらも区のコーディネーターを代表して出席していただきたいと思っております。

さらには様々な調整、報告、事務処理などもお願いしたいと考えております。

統括コーディネーターの募集方法と人数なのですが、公募によりまして1名募集したいと考えております。

公募期間を2月22日から3月10日までと設定しまして、募集要項に基づいて申込みを受けまして、選考という形でお1人を決定したいと考えております。

これに伴う様々な規程の整備、要綱改正も合わせて行いたいと考えております。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
これは板橋区外の方も対象になるのでしょうか。

地域教育力推進課長 募集要項上は、そのような形で設定してありますので、非常に能力がある方で、適任者であれば、板橋区外の方も対象になる状態になっております。

教 育 長 そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、日程第二 議案第2号については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○議事

日程第二 議案第2号 意見の聴取について

1. 令和2年度東京都板橋区一般会計予算
(教育総務課)
2. 令和元年度(平成31年度)東京都板橋区一般会計
補正予算
(教育総務課)
3. 東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
4. 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
5. 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一
部を改正する条例
(教育総務課)
6. 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する
条例の一部を改正する条例
(教育総務課)
7. 東京都板橋区職員の倫理の保持及び公益通報に関す
る条例の一部を改正する条例
(教育総務課)

(非公開)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 20分 閉会